

名護市店舗等改装支援事業補助金 募集要項

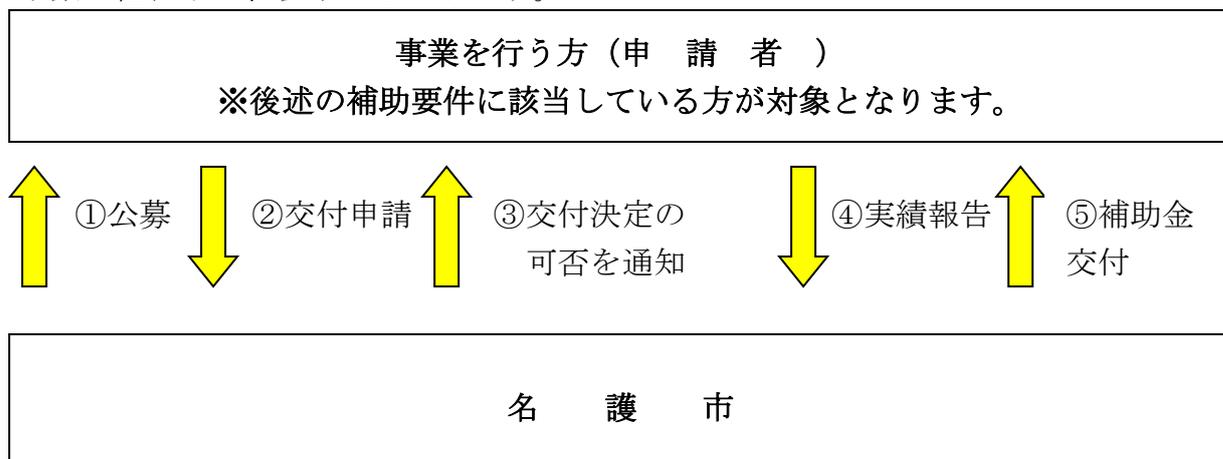
1. 事業の概要

(1) 目的

市内で小売業、飲食業、サービス業等を営む中小企業者・小規模企業者及び新規創業者に対し、店舗を改装する際の改装費用の一部を補助することにより、活力と魅力ある商店街及び地域経済の活性化を図ることを目的に、「名護市店舗等改装支援事業」を実施します。

(2) 事業の仕組み

事業の仕組みは、以下のとおりです。



2. 補助対象者

補助事業の対象となる者は、中小企業者・小規模企業者及び新規創業者とし、次の各号の要件の全てを満たすものとします。

※新規創業者とは、市内で新たに創業し、本年度内に法人届出書又は開業届出書を提出できる者をいい、2店舗目の開業や業態変更等による改装は中小企業者・小規模企業者とみなす。

- (1) 中小企業者・小規模企業者にあつては市内に主たる事務所又は事業所を有する者とし、新規創業者にあつては当該新規創業者の代表者が市内に住民登録されている者であること。
- (2) 中小企業者・小規模企業者にあつては法人届出書又は開業届出書を既に提出している者とし、新規創業者にあつては年度内に法人届出書又は開業届出書を提出できる者であること。
- (3) 市税に滞納がない者であること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を行う者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又

- は警察当局から排除要請された者ではないもの
- (6) 補助事業を適確に遂行するに足る能力を有するものとする。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないもの
- (7) その他市長が不相当と認める事業者でないこと

3. 補助対象店舗

補助事業の対象となる店舗は、補助対象者が賃貸借契約をしている店舗及び空き店舗並びに店舗として活用することを予定している空き家（以下「店舗等」という。）とし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反していない店舗であること。ただし、次の各号に該当するものは対象外とします。

- (1) フランチャイズ加盟小売店及びチェーン店舗
- (2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内の店舗
- (3) 公の施設内の店舗

4. 対象となる経費

補助対象経費	補助率
店舗改装費（内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気照明等の設置工事に要する経費）	50%

- 備考1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。
- 2 補助対象経費に該当する経費であっても、本市の他の補助金、国庫補助金等本市以外の他の補助金・助成金等の適用を受けた場合、補助対象外とする。

5. 対象となる工事の例（店舗部分に限る）

①屋根の修復（張替・防水など）	②床材・内装・天井の張替、内装塗装
③床・壁・窓・天井などの断熱	④外壁の塗り直し ⑤扉の交換
⑥窓ガラス・サッシ交換	⑦店舗間仕切り ⑧看板・日よけの修復や設置費
⑨厨房の設置費や改修費	⑩給排水・衛生（換気を含む）設備に係る設置費
⑪給湯設備に係る設置費	⑫電気・ガスに係る設置費 ⑬空調器関係の係る設置費
⑭客用洗面・水回り、トイレ改修費	など

- ※1. 機械器具、設計費、什器備品（持ち運び自身の財産になり得るもの）等は対象になりません。
- ※2. 従業員と利用者が接触する店舗の改装が対象であり、事務所等の改装は対象となりません。
- ※3. 増築工事費及び増築工事における設備施工費等は対象となりません。

- ※4. 中小企業者・小規模企業者における既存店舗の修繕等に係る費用は対象になりません。
- ※5. 店舗を改装するにあたっては、市内に事業所を有している施工業者及び販売業者を利用しなければなりません。

6. 補助の交付要件及び補助金の額

(1) 事業実施要件

- ・対象となる経費の合計額が 50 万円以上となる店舗改装の事業であること。
- ・店舗改装の施工は、補助金の交付を決定した日から、当該決定した日の属する年度の3月15日までに完了すること。

(3) 補助金の額

- ・中小企業者・小規模企業者は50万円、新規創業者は75万円を限度とし、補助対象経費の50%とする。ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。(予算の範囲内で交付)
- ・交付は1回限りとし、過去に同補助金を活用していない事業者とする。

(4) 補助金の交付申請

補助金の交付の申請をしようとする申請者は、下記必要書類を提出してください。

- ① 名護市店舗等改装支援事業補助金交付申請書 (様式第1号)
- ② 事業実施計画書 (様式第2号)
- ③ 名護市店舗等改装支援事業補助金に係る改装工事写真 (様式第3号)
- ④ 改装工事見積書
- ⑤ 改装を行う店舗等の位置図
- ⑥ 補助事業を実施する店舗等の賃貸借契約書の写し
- ⑦ 店舗の改装工事に伴う店舗所有者の同意及び承認等が確認できる書類
- ⑧ 申請者が個人の場合は、住民票
- ⑨ 申請者が法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- ⑩ 市税を滞納していないことを証明する資料 (完納証明書)
- ⑪ その他市長が必要と認める書類 (前年の確定申告書等)

7. 応募について

(1) 応募方法

以下の提出書類を持参または郵送にて名護市 商工・企業誘致課へ提出してください。

- ・正本(申請書・提出書類一式) : 1部(片面印刷)

申請書類は名護市役所商工・企業誘致課HPからダウンロードできます。
(<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2024041800014/>)

(2) 応募期間及び交付上限件数

	応 募 期 間	交 付 上 限 件 数
前期	令和6年5月1日(水)～令和6年8月30日(金)	中小企業者・小規模企業者4件 新規創業者3件
後期	令和6年9月10日(火)～令和6年12月13日(金)	中小企業者・小規模企業者3件 新規創業者2件

受付時間：土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
予算に達し次第、応募は終了となります。

※注意事項

- ①書類に不備等がある場合は、審査の対象とならない事がありますので、申請書類等の確認を必ず行い提出してください。
- ②FAX及びメールによる提出は受け付けません。
- ③提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

(3) 申請に関する注意

- ①応募に関しては、一申請者1件とします。
- ②交付決定された場合でも、補助金交付額は、審査、査定などの結果、申請額と異なる場合があります。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒905-0014 沖縄県名護市港二丁目1番1号 名護市民会館2階

名護市 商工・企業誘致課 商工係

TEL：0980-53-7530

受付時間：8：30 ～ 17：15（土・日・祝祭日・12：00～13：00は除く）

8. 審査及び交付決定

(1) 審査方法

申請された事業内容について、内容を審査し補助金を採択します。

(2) 交付決定

交付の決定は、市から申請者に通知します。

(3) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても決定を取り消し、補助金の返還請求を行うことがあります。